

平成 30 年 第 3 回 農業委員会総会

日 時 平成 30 年 3 月 23 日 (金) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 玉城 正智	2 番 百次 成仁
	4 番 下地 功祐	5 番 山城 学	6 番 杉本 雄靖
7 番 長嶺 功	8 番 久保田 政子	9 番 宮里 良淳	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 大城 茂治	2 番 金城 正弘	3 番 大城 久	4 番 玉城 賢清
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 玉城 信榮	8 番 大城 勇
9 番 伊礼 幸清		11 番 玉城 秀則	12 番 玉城 薫
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋 健治		

【欠席委員】

3 番農業委員 仲西 栄二 10 番推進委員 新垣 芳隆

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 玉城 弘一 金城 伊作

【議事録署名人】

3 農業委員 仲西 栄二 4 番農業委員 下地 功祐

【議事日程】

日程第 1	議案第 12 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 13 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 14 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 15 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 5	議案第 16 号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
日程第 6	議案第 17 号	非農地証明願いについて

平成 30 年 第 3 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 30 年第 3 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、3 番農業委員仲西栄二委員、10 番推進委員新垣芳隆委員が、欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくお願ひします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 30 年第 3 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 3 番農業委員仲西栄二委員、4 番農業委員下地功祐です。次回調査委員が 3 番農業委員仲西栄二委員、4 番農業委員下地功祐委員、7 番推進委員玉城進栄委員となっています。よろしくお願ひします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (14 件) 日程第 2 議案第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (1 件) 日程第 3 議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (7 件) 日程第 4 議案第 15 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (2 件) 日程第 5 議案第 16 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (3 件) 日程第 6 議案第 17 号 非農地証明願ひについて (1 件)
会長	【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 12 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 14 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてあります。1 番は宇江城の 1 筆で、売買による所有権移転であります。2 番は名城の 1 筆で、売買による所有権移転であります。3 番は照屋 1 筆と大里の 3 筆で、売買による所有権移転であります。4 番は照屋 1 筆と座波の 1 筆で、10

	年間の使用貸借権の設定であります。5 番は大里の 1 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番は大度の 4 筆で、売買による所有権の移転であります。7 番は座波の 1 筆で、贈与による所有権移転であります。8 番は座波の 1 筆で、3 年間の使用貸借権の設定であります。9 番は座波の 1 筆で、3 年間の使用貸借権の設定であります。10 番は喜屋武の 2 筆で、売買による所有権移転であります。次に 4 ページをお開き下さい。11 番は米須の 1 筆で、売買による所有権移転であります。12 番は真壁の 1 筆で、売買による所有権移転であります。13 番は大度の 1 筆で、売買による所有権移転であります。14 番は兼城の 1 筆で、売買による所有権移転であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 12 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に日程 2 議案第 13 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 6 ページをお開き下さい。1 番は真壁の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは 4 条の報告を致します。7 ページをお開き下さい。

	申請地は、第 1 種農地であります。しかし、不許可の例外の「土地改良法で定められた非農用地（住宅）」に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 13 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に日程第 3 議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 7 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 10 ページをお開き下さい。1 番は喜屋武の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。2 番は糸洲の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。3 番は糸洲の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。道路及び進入路への転用で、売買による所有権移転であります。4 番は阿波根の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。資材置場への転用で、使用貸借権の設定であります。5 番は米洲の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。農家住宅への転用で、売買による所有権移転であります。次に 11 ページをお開き下さい。6 番は真壁の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。農家住宅への転用で、売買による所有権移転であります。7 番は武富の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。資材置場への転用で、売買による所有権移転であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。

調査員	それでは5条の報告を致します。12ページをお開き下さい。 申請地は、住宅に囲まれた第3種農地であり、一般住宅への転用は問題ないと判断しました。次に14ページをお開き下さい。2番と3番は関連いたします。申請地は、第1種農地であります。しかし不許可の例外の「集落接続」に該当するため、一般住宅、道路及び進入道路への転用は問題ないものと判断しました。次に16ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び山林、段差に囲まれた第2種農地であり、資材置場への転用は問題ないものと判断しました。次に18ページをお開き下さい。申請地は第1種農地であり。原則不許可であります。しかし、不許可の例外の「集落接続」に該当するため、農家住宅への転用は問題ないと判断しました。次に20ページをお開き下さい。申請地は第1種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外の「集落接続」に該当するため、農家住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に22ページをお開き下さい。申請地は、立地基準の「4割街区」に該当するため、資材置場への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第14号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第4議案第15号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について2件を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局	それでは、24 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	それでは、議案第 15 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 5 議案 16 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 3 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、28 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 29-69 は真栄里の 2 筆で、10 年の賃借権の設定であります。花卉の権利設定であります。29-70 と 29-71 は関連いたします。潮平の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。農地利用集積円滑化事業でのさとうきびの就農開始であります。29-72 与座の 2 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。さとうきびの就農開始であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしく願います。
委員	特になし。
会長	それでは議案 16 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 6 議案第 17 号非農地証明願いについて 1 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、29 ページをお開き下さい。 1 番は与座の 1 筆で、願出地は、以前から原野であり、周辺も同様であります。以上です。
会長	それでは、調査員の報告をお願いします。
調査員	それでは、30 ページをお開き下さい。 願出地は、与座岳分屯基地の東側にあり、周辺も、以前より原野の状態である。農業ができる状態ではなく、非農地であると判断しました。以上です。
会長	では、皆さんのご意見等よろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは議案 17 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

3 番農業委員 仲西 栄二

4 番農業委員 下地 功祐

--	--

